

長居地域活動協議会 規約

直近改正）令和4年4月1日

長居地域活動協議会規約

直近改正) 令和 4 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称及び事務所)

本会は、長居地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を長居 4 丁目 4 番 28 号（長居連合会館内）に置く。

第 2 条 (活動区域)

本会の活動の対象とする区域は、住吉区长居 1 丁目から 4 丁目、長居西 1 丁目から 3 丁目、長居東 1 丁目から 4 丁目、大領 5 丁目の一部とする。

第 3 条 (目的)

本会は、「長居はひとつ」を合言葉に、長居地域を住みよく安全なまちにするため、地域の各団体が相互に連携・協力して活動を行うとともに、大阪市（以下「市」という。）との各種の折衝を一元的に行うことを目的とする。

第 4 条 (構成及び活動)

(構成)

本会は、長居地域のまちづくりのために、次の事業活動を行う団体をもって構成するものとし、その構成団体は別表に定めるとおりである。

(活動)

- (1)長居地域のコミュニティづくりに関すること。
- (2)長居地域の防災、防犯、交通安全等行政の関係機関と協力し、連携すること。
- (3)長居地域の福祉や健康づくりに関すること。
- (4)子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (5)生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (6)長居地域の環境美化に関すること。
- (7)その他長居地域を住みよく安全なまちづくりに関すること。

第 5 条 (実施する事業と実施しない事業)

本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)市に対し、助成金、補助金等の要請などを行うこと。
- (2)市に対し、助成金、補助金等の精算報告を行うこと。
- (3)市からの助成金、補助金等を関係団体に配分すること。
- (4)構成団体に共通する項目について調整をはかること。

- (5)市への各種の要望を行うこと。
 - (6)構成団体の要請に対し協力、助言等を行うこと。
 - (7)その他、目的を達成するための事業を行うこと。
- 2 本会は、営利を目的とする事業、特定の政党を支援するなど政治的な事業、宗教に関連する事業などは一切行わないものとする。

第2章 役員

第6条 （役員及び監査）

本会に、次の役員及び監査（以下「役員等」という。）を置く。

- (1)会 長 1 人
- (2)副 会 長 若干名（担当業務ごとに設置）
- (3)書 記 2 人
- (4)会 計 1 人（副会計を置くことができる）
- (5)監 査 2 人

第7条 （役員等の選任）

役員は、運営委員会において選任する。

- 2 監査は、他の役員を兼ねることはできない。

第8条 （役員等の職務）

役員等は、次の職務を行うものとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、その任務を代行する。また担当業務ごとに設置し、その業務を統括する。
- (3)書記は、部会の議事及び活動の記録を担当する。
- (4)会計は、本会の会計を担当する。
- (5)監査は、本会の会計を監査する。なお、会長が自らの職務の執行に監査に協力を求めたときは、それに応じるものとする。

第9条 （役員の任期）

役員等の任期は2年とする。ただし後任者が選任されるまではその任務を行う。

- 2 役員等の再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された役員等の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

第10条 (運営委員会の組織)

運営委員会は、運営委員を以って構成する。

2 運営委員は、別表に定める構成団体で各1名を選任するものとする。

第11条 (運営委員会の議決事項)

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画に関すること。
- (2) 決算及び事業報告に関すること。
- (3) 役員等の選任に関すること。
- (4) 規約に関すること。
- (5) 部会の設置、廃止等に関すること。
- (6) 本会の解散に関すること。
- (7) 団体の加入承認、加入団体の退会処分に関すること。
- (8) その他本会の重要事項の決定に関すること。

第12条 (運営委員会の開催)

運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員の2分の1以上から要請があったとき

第13条 (運営委員会の運営)

運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

2 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開催できない。

3 運営委員会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条 (運営委員会の書面表決等)

止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は書面をもって表決し、または他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。この場合、定足数、議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第 15 条 （運営委員会の議事録）

運営委員会は運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1)日時及び場所

(2)運営委員の現在数及び出席者数（前条の書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3)開催の目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印するものとする。

3 市及び運営委員会が、議事録の閲覧の承認をした者に対しては、その閲覧をさせなければならない。

第 4 章 構成団体

第 16 条 （本会と構成団体の関係）

本会は、市からの構成団体への助成金、補助金等の配分、交付を行う。

2 構成団体は、自らの目的の遂行のために自主的に活動するものとする。

3 構成団体は、別表に記載のとおりである。

4 構成団体には、少なくとも会長、会計、監査を置き、助成金、補助金等の執行を管理するものとする。

第 17 条 （構成団体からの提出書類）

構成団体は、助成金、補助金等の要請額を明記した事業計画案及び予算案を毎年 2 月末までに会長に提出するものとする。

2 構成団体は、本会から受入れた助成金、補助金等について、その使途を明記した書面を毎年 4 月末までに会長に提出しなければならない。

第 5 章 事業と会計

第 18 条 （事業計画と予算）

本会は、市からの助成金、補助金およびその他の収入を収入源とし、これを構成団体に配分、交付をすることを主たる支出として運営するものである。

2 本会の事業年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

3 本会の事業計画及び予算案は、構成団体からの助成金、補助金等の要請額を基に、会長が 3 月中に事業計画案及び予算案を作成し、運営委員会の議決により定めるものとする。

第 19 条 （事業報告及び決算）

会長は、毎年度 5 月 15 日までに事業報告書及び決算書類を作成し、監査に付さなければならない。

2 監査は、速やかに監査を実施し、監査報告書を会長に提出するものとする。

3 会長は、事業報告書及び決算書類に監査報告書を添付して、5 月末までに運営委員会の承認を受けなければならない。

第 20 条 （会計関係書類の閲覧）

会計関係書類の閲覧は、第 15 条第 3 項に準じて行うものとする。

第 6 章 規約の変更

第 21 条 （規約の変更）

この規約は、運営委員会の議決を経なければ変更することはできない。

第 7 章 雑 則

第 22 条 （会長への委任）

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て会長が別に定める。

(附則) この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 2 月 15 日一部改正する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日一部改正する。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日一部改正する。

長居地域活動協議会規約一部改正について

改正) 令和 4 年 4 月 1 日

改正前	改正後
第 9 条 （役員の任期） 役員等の任期は 1 年とする。ただし後任者が選任されるまではその任務を行う。 2 役員等の再任は妨げない。 3 補欠により選任された役員等の任期は前任者の残任期間とする。	第 9 条 （役員の任期） 役員等の任期は 2 年とする。ただし後任者が選任されるまではその任務を行う。 2 役員等の再任は妨げない。 3 補欠により選任された役員等の任期は前任者の残任期間とする。

